

区内で活動されている市民グループを応援します!!

2019年度 宮前区まちづくり協議会 活動支援金 申請団体募集

宮前区内で住みよいまちづくりを目指して活動する市民活動団体に対して、活動資金の一部を支援しています。資金支援を受ける事によって、新たな活動を生み出し、その活動がより広がり、活性化し、また自立していただく事を期待したものです。従って個別の活動内容ごとに支援するものではありません。

【支援対象期間】2019年4月から2020年3月まで

支援の種類	Aコース 活動を生み出す支援	Bコース 活動を育てる支援	Cコース 活動を継続させる支援
対 象	宮前区在住・在勤・在学者を中心として構成されている活動で、次のいずれかに該当するもの (1) 活動開始1年未満 (2) 1年以上の活動実績があるが規模が小さい	次のすべてに該当するもの (1) 宮前区在住・在勤・在学者を中心として構成されているもの (2) 団体の構成員がおおむね5名以上 (3) おおむね1年以上の活動実績がある。 (4) 自立を目指している (5) 支援金申請額に対して、20%以上の自己資金があること	次のすべてに該当するもの (1) Bコースの支援を通算3回受けたが自立猶予期間が必要 (2) 条件が整備されれば自立が可能 (3) Bコースの支援の対象条件を満たしていること (4) 支援金申請額に対して、40%以上の自己資金があること
支 援 額	上限5万円	上限15万円 *初回申請団体は上限5万円とし通算3回には含めない	上限15万円
回 数	通算2回	通算3回	通算2回
審査の方法	書類審査のみ	活動計画説明会での発表	活動計画説明会での発表

＜応募方法＞ 宮前区役所で配布または、HPからダウンロードできる申請書に記入し、直接お持ちください。

→提出先は4頁を参照

＜申請書提出期限＞ 2019年4月19日(金)

○ 支援活動とは

支援活動は、宮前区まちづくり協議会が事業の一環として、区内でまちづくりに関連した市民活動をしている団体の諸活動を資金面その他から支援していくものです。

○ 支援活動の対象

対象となる団体は以下をすべて満たしている団体です。

- ①市民活動を行っている団体であること。
- ②宮前区内で行われる宮前区民の活動であること。
- ③営利、政治活動・宗教活動、反社会的活動を目的としている団体でないこと。
- ④川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。また、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと。
- ⑤川崎市または川崎市出資法人からの支援金を受給していないこと。



○ 資金支援の決定まで

次の流れで支援を決定します。

1. 申請書の提出

申請書等(コース毎に異なります)に必要な事項を明記し、直接お持ちください。応募書類は、審査会にて公開されます。

申請書提出期限 2019年4月19日(金)

支援の対象となる経費

費目	内容・例
人件費等	講師等への謝礼、出演料、コーディネーター料、調査・研究等に係る謝礼等 * 1人あたりの金額の上限はありませんが、あまりに高額な講師の場合は費用対効果の面から審査します。 * 原則、団体メンバーへの支払いは認められません。
交通費	移動等に係る交通費 * 地域の限定はありませんが、必要性の観点から審査します。
消耗品費	単価2万円未満の用紙代等の消耗品、材料、書籍等の購入費等
印刷複写費	コピーおよび印刷経費、業者等の印刷・製本に関する委託費等
通信費	通信運搬に係る切手、メール便等
使用料	施設等の一時会場使用料、車両・機器等の賃借料
その他諸経費	各種保険料、振込手数料、その他上記費目以外の経費 * 汎用性の高い物品、または高価な物品(おおよそ2万円以上)のものは対象になりません。 * 原則、他団体が主催する講座等への参加費や負担金は認められません。 * 原則、会議や懇親のための飲食に係る経費は認められません。 * 次年度繰越金が必要以上に多い場合は審査します。 * その他疑義が生じた場合は、宮前区まちづくり協議会で決定します。

2. 書類審査…書類審査を行います

3. 活動計画説明会…活動計画の説明をしていただきます(公開)

日時: 5月19日(日)10時~12時

場所: 宮前区役所 4階 大会議室

※(Bコース)活動を育てる支援、(Cコース)活動を継続させる支援を受けようとする場合は、活動計画説明会へ出席し計画の説明が必要です。活動計画説明会へ出席しないと、審査ができず、支援を受けることができませんのでご注意ください。

ただし、(Aコース)活動を生み出す支援については、活動計画説明会への参加は必要ですが、発表(説明)の必要はありません。

4. 審査会…審査員による審議を行います（非公開）

■審査基準と評価の視点（書類審査・活動計画説明会・審査会は以下の基準で審査します。）

審査基準	評価の視点
地域への力	<ul style="list-style-type: none">・まちづくりに寄与する公益的活動か？・地域の課題解決になる活動か？・地域のニーズにあった活動か？・その活動に波及効果はあるか？
思いの力	<ul style="list-style-type: none">・主体性があり、活動目的が明確か？・将来的な団体像（あるべき姿とその効果）を描けているか？・企画力、変革力があるか？
つながる力	<ul style="list-style-type: none">・広く市民参加の機会が開かれているか？・地域コミュニティにつながる可能性はあるか？・他団体との連携はあるか？
続ける力	<ul style="list-style-type: none">・継続性があり将来的に自立可能か？・自己資金の確保に努めているか？・活動内容に対しての申請額は妥当か？・適正な会計処理がされていて、支援金の使途が明確であるか？・計画内容、活動方法が具体的及び、現実的か、技術的に可能か？

5. 審査結果

5月下旬頃、郵送にて通知します。※支払いは、6月上旬の予定です。

○活動結果・決算報告

2019年度に、宮前区まちづくり協議会から支援を受けた団体・グループ等は、2019年度末に活動結果報告書および決算報告書の提出が必要です。また、2019年度のできるだけ早い時期に活動結果報告会を開催します（詳細については、審査結果通知の際にご案内します）。本年度の活動を写真や動画で記録に撮り、報告書提出のときに添付及び報告会で使用してください。

* 活動結果が当初の活動計画と大きく異なった場合、資金使途が不明確、または不適當な場合は、資金を返却してもらう場合があります。

○その他

川崎市または川崎市出資法人の補助金との併給は出来ません。該当と思われる団体は、お問合せください。

* この制度は、川崎市の補助金を原資としているため、2019年度予算の川崎市議会での成立を前提としています。

問合せ・申請書提出先（提出は直接窓口へお願いします）

〒216-8570 宮前区宮前平2-20-5

宮前区役所地域振興課（宮前区まちづくり協議会事務局）

TEL:044-856-3125 FAX:044-856-3280

* 申請書は宮前区役所で配布しているほか、フォーマット(Excel データ)を宮前区役所のホームページからダウンロードすることもできます。ダウンロードを行う場合は、「2019活動支援金申請団体募集中」で検索し、必要書類をクリックしダウンロードしてください。